

大和市公告第127号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定により建築協定書が提出されたので、同法第71条の規定により当該書類を次のとおり関係人の縦覧に供する。

平成30年12月10日

大和市長 大木 哲

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 建築協定の名称   | 相鉄上和田第3地区建築協定   |
| 2 協定区域の地名地番 | 大和市上和田字新道430番1、3から5まで、7から14まで及び17、431番3、4、6、8から10まで及び14から16まで、432番1から6まで、433番1から5まで、434番1、7から12まで、21から23まで及び25、435番1、4から10まで、12から16まで、25及び26、436番1から8まで、437番1から3まで及び5から9まで、438番1から9まで、439番1、3、4及び6から11まで並びに440番13 |
| 3 代表者の住所    | 大和市上和田434番地12   |
| 4 代表者の氏名    | 鈴木 迪夫   |
| 5 縦覧の場所     | 大和市街づくり計画部建築指導課（市役所本庁舎4階）   |
| 6 縦覧期間      | 平成30年12月10日（月）から平成31年1月11日（金）まで。<br>ただし、大和市の休日を定める条例（平成元年大和市条例第3号）第1条第1項に規定する休日を除く。   |
| 7 縦覧時間      | 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで   |